

金沢地方裁判所委員会（第37回）議事概要

1 開催日時

令和4年1月18日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

大島広士委員、菊知充委員、酒井和人委員、福田佳央委員、向峠仁志委員、山門優委員長代理、山下良平委員、山田裕之委員、吉田朗子委員、若松典子委員
(五十音順)

(説明担当者)

長江民事首席書記官、岡林刑事首席書記官、瀬田地裁事務局長、乗地地裁事務局次長、七浦家裁総務課長、柳瀬地裁会計課長、武田家裁会計課長、酒井家裁会計課課長補佐

(事務担当者)

宮本地裁総務課課長補佐、田中家裁総務課課長補佐、北風地裁総務課文書係長

4 意見交換のテーマ

利用しやすい裁判所庁舎について

5 進行

(1) 新任委員自己紹介

(2) 前回委員会における意見交換についての報告

(3) 裁判所からの概要説明

(4) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の意見交換テーマ

未定

(6) 次回開催日時

未定

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

【委員長代理】

裁判所の説明を踏まえ、所属している団体における施設の実情や対応などについて御紹介いただくとともに、利用しやすい裁判所庁舎について発言をいただきたい。

【委員】

LGBTについては潜在的に多いところ、最近はそのことをきちんと言えりような社会に少しずつ変わりつつある。以前、入学試験を担当した際には、LGBTに配慮した男女共用トイレの設置要望を受けたことから、現在は男女共用トイレを必ず設けている。

また、大学や病院では、既存の多目的トイレを男女共用トイレとして使用している。建物によっては、多目的トイレが男子トイレ又は女子トイレの内側に設置されていることもあるが、そのような場合にはフロア分けをして、1階は女子トイレと男女共用トイレ、2階は男子トイレと男女共用トイレといったように対応している。先ほどの裁判所庁舎の説明では男女共用トイレがなかったが、仮に対応するとした場合は多目的トイレが男女共用トイレになり得るのではないかと思う。

【委員】

私の所属する団体は、テナントビルに間借りをしている。車椅子の貸し出しは裁判所と同じように行っているが、テナントビルに授乳室の設置がないことに気付いたため、今後の課題としたい。

また、先ほどの委員の意見の中に、多目的トイレの話があったが、最近は一スーパーマーケット内の多目的トイレに「どなたでもお使いいただけます。」といったような表示がされている所が増えていることから、裁判所でもそのような対応ができるのではないかと思う。

なお、車椅子利用者等の駐車場について、妊娠中の方も利用が可能ということであれば、既設の車椅子マークに加え、マタニティマークも設置してみてもどうかと感じた。

【委員】

裁判所の説明の中で金属探知機を見せてもらったが、利用頻度はどの程度か。

【説明担当者】

保釈中の被告人に判決を言い渡すときには所持品検査を行っており、その際に使用している。また、これ以外には年間1件か2件であるが、警備が必要と判断した事件について所持品検査を行っている。

【委員】

いわゆる反社会的勢力については、ゲート式金属探知機を裁判所の玄関ホールなどに設置して対応することも有用だと思われる。しかし、近年は予測不可能な行動をする者がいきなり人を傷つけるという事件が起きており、裁判所の玄関ホールや敷地内においても、

このようなことが起こる可能性があると思われる。これを防ぐためには、裁判の事案等から危機管理対応が必要な事案か否か、インターネット等への事前の犯行予告がないかといったような情報収集が必要であるとともに、これに基づいた判別や想定をして認識を共有することが重要である。ハード面だけではなく、ソフト面の整備も必要であると思う。

【委員長代理】

裁判所では、事案の内容、提出された書面の記載内容及び関係者からの情報により、危機管理対応が必要であると判断した場合には所持品検査の実施や警備態勢を敷くといった対応をしている。

【説明担当者】

事件関係者が暴力行為に及ぶ可能性があるとの情報に接した場合には、それを過小評価することなく、でき得る限りの警備態勢を敷いた上で、「何もなくて良かった。」という終わり方ができることが理想である。少しでも気になる情報に接した場合には、幅広く警備をするようにしている。

【委員】

放送局には番組を視聴された方が直接意見を伝えに来られるケースがあるため、玄関ホールのセキュリティはしっかりとしたものにしなればいけないと思うが、その反面、開かれた場所でないといけないという要請もあるため、現状としてはおおらかに構えている。

裁判所の庁舎を見て感じたのは、オープンであることは良いことなのかもしれないが、自由に入出入りができる出入口が複数あることについて、正直なところセキュリティ上大丈夫なのかと思った。開かれた場所であることとの兼ね合いで悩ましいところはあるのかもしれないが、もう少し絞れないのかと感じた。

【委員】

庁舎の北側の出入口について、車椅子利用者や杖を突いている方が出入りをする際に、ドアが重くて開閉に苦勞をしている状況が見受けられる。もう少し出入りしやすいものできないかと思う。

また、家庭裁判所のセンシティブな離婚事件や、粗暴な者などを相手とする民事裁判のときには、敷地や庁舎への出入りだけではなく、庁舎内で当事者が接触しないように裁判所は十分に配慮してくれている。この点は非常にありがたいと思っている。

最後に、法廷内で緊急性の高い事案が発生した場合、裁判所は適切に誘導してくれると考えているが、具体的にどのように対応するのか、裁判所内で確認をしておいていただきたいと思う。

【委員長代理】

法廷内で緊急性の高い事案が発生した場合には、裁判所の説明にあったとおり、事案に応じた対応をすることになる。どのように対応するかについても、定期的に訓練を行って

いる。

【委員】

裁判所の説明の中に入出口の検温システムのことが触れられていなかったが、どこかに設置されているのか。

【委員長代理】

入庁者全てに対して一律に検温を行う方法は採っていないが、検温の希望があった場合や実際に体調を崩された場合には、非接触型の検温器により随時検温することができる。

【委員】

授乳室について、管理方法で苦勞している点や入退室の状況が常に事務室で把握できる状況なのかについて伺いたい。

なお、私の勤務先ではLGBTへの配慮として、多目的トイレを男女共用トイレとして利用していただいている。

【説明担当者】

利用のしやすさの観点から自由に出入りできるようにしており、授乳室の入退室の状況については把握していない。授乳室内の定期的な清掃や電気温水器の管理は、業者を介して適切に行われている。

【委員】

金沢の裁判所は観光客が多い場所に立地しており、裁判所に対する国民的な親しみやすさといったものを醸成するきっかけとなる良い場所にあると思っている。一般の方が裁判所へ来た場合に、裁判所で何をやっているのか情報を得られる取組はあるか。

【委員長代理】

裁判所には裁判のために来られる方や、手続相談に来られる方がいる。また、裁判の傍聴を目的に来られる方もいるところ、傍聴することが可能な裁判については総合案内に裁判の予定表を設置している。これ以外には、学校関係で社会見学に来られる方もいるため、広報担当者が対応している。

【委員】

待合室のスライドドアを開けると、スライドドアに表示された部屋番号が見えなくなるのは不都合であると思う。

また、授乳室内の備品の配置からすると、おむつ替えの最中にドアが開いた場合、ドアが人にぶつかるように思う。一般的に授乳室には目隠し用の衝立があることが多いが、ここには設置されていなかったのが差し障りがあると思った。

【説明担当者】

待合室のスライドドアについては、何らかの工夫を考えたい。
また、授乳室内の備品のレイアウトについては見直すこととしたい。

【委員】

この庁舎について、災害時にはどのように活用するのか。例えば、市民のために活用することがあるのか。

また、私たち医師は1対1で患者と対面することがある。多くの病院では危機管理のためにバックヤードを設けており、逃げ道を確保しているが、裁判所では狭い部屋で1対1となることがあるのか。仮にある場合、どのような対策を講じているのか。

【委員長代理】

災害時には基本的には指定避難場所に誘導するが、仮に大規模な災害が発生し、利用者の方が帰宅困難となった場合には、一時受入れも想定している。

【説明担当者】

調停室は密室であり逃げるためのバックヤードもないことから、当事者と1対1にならないよう裁判官と書記官というように2対1で対応している。また、前もって警備が必要と思われる情報があった場合には、その内容に応じて職員を配置するようにしている。

なお、プライバシーへの配慮として、別室で話を聴くことがあるほか、ウェブ会議や電話会議による方法などの対応もしている。

【委員】

総合案内の担当者が不在のときに利用者が使用する案内用電話機について、使用することをためらっている姿を何度か見たことがある。何らかの工夫ができないか。

【説明担当者】

案内用電話機を利用された場合は、総務課につながる仕組みになっている。職員に対しては、お困りの方がいらっしゃれば声掛けをするよう指導しているところであるが、委員の御意見を踏まえ、改めて検討していきたい。

【委員】

安全や防犯に関する訓練はどの程度の頻度で行っているか。

【説明担当者】

様々な場面を想定した訓練を行っている。具体的には、災害時の訓練、危機管理に関する訓練、警備に関する訓練はそれぞれ年1回以上実施している。また、各部署が必要に応じて訓練を企画して行っている。

【委員】

裁判所では働く仲間に関するLGBTの対応について、マニュアルといったようなソフ

ト面に関する検討はどの程度進んでいるか。

【説明担当者】

LGBTの関係では、まずは利用者の方から要望があったときにどのように対応するかというところも悩ましい問題と認識している。職員のLGBTに関する対応については、一般的なハラスメント教育としては行っているが、マニュアル作成といった程度には至っていないのが現状である。

【委員】

LGBTについて、比較的容易に取り組めるものとしては、まずは勉強会や講習会を開いて知識を得ることだと思う。これによって、少しずつではあるが、行動も変えていけるようになる。

【委員長代理】

委員の方々の様々な御経験を踏まえ、貴重な御意見をいただいた。本日いただいた御意見については、今後の取り組みを検討していく上で参考にさせていただきたいと考えている。